

(目的)

第1条 本内規は、定款第4章各条、第5章第19条第1項第2項および第15条に基づき、円滑に総会の議事を進行するとともに、理事及び監事を選任する方法を定めることを目的とする。

(議決権行使の方法)

第2条 正会員は、社員として議決権を行使できるものとする。

2 社員による議決権の行使は、総会に出席して直接行使することを原則とする。

3 前項に関わらず、社員がやむを得ず総会に出席できない場合には、あらかじめ総会の1週間前までの間で予め理事会の指定する期限までに、委任状を理事会の指定する事務局へ提出しなければならない。

4 前項に基づき委任状を提出した者が総会に出席した場合には、提出済の委任状はその効力を失い、総会開始までの間に当該社員に返戻されるものとする。

5 第2項ないし第4項に関わらず、社員がやむを得ず総会に出席できない場合には、あらかじめ総会の1週間前までの間で予め理事会の指定する期限までに、理事会の指定する事務局宛に事前投票の方法により議決権を行使することができる。

(理事の選任方法)

第3条 理事の選任は、以下の方法によるものとする。

① 立候補者は、正会員とする。

② 立候補者は、立候補届（立候補の理由、抱負および経歴等を記載した書面。ただし、400字以内に限る。）及び発行から3ヶ月以内の住民票1通を、理事を選任する社員総会（以下「選任総会」という。）の2週間前までの間で予め理事会の指定する期限までに理事会へ提出することにより、立候補の意思を明らかにしなければならない。

③ 理事会は、②の期間終了後、立候補者の氏名および立候補の理由等を速やかに全会員へ開示する。

④ 正会員は、6名以内の候補者に投票する。

⑤ 開票は、監事および立会人2名が行うものとする。

⑥ ⑤の立会人は、選任総会に参加した社員で、かつ、理事および立候補者でない者の中から、自薦または他薦による立会人候補者から個別に信任投票を行い、有効投票数の過半数以上の信任を得た者の中から、得票数の上位2名が選任されるものとする。

⑦ 以下の条件を持って当選とする。

i. 立候補者数が6名以下の場合

個別に信任投票を行い、有効投票者数の過半数以上の信任を得た立候補者を当選とする。ただし、信任を得た者が6名に満たなかった場合は、欠員分についてのみ補充選挙を行う。

ii. 立候補者数が7名以上の場合

個別に信任投票を行い、有効投票者数の過半数以上の信任を得た立候補者を当選とする。ただし、(ア) 信任を得た者が6名を超えた場合は、得票数の上位6名を当選とし、(イ) 得票数が同数の場合は、決選投票によって順位を決めるものとし、(ウ) 信任を得た者が6名に満たなかった場合は、信任を得なかった立候補者全員を対象として再度個別に信任投票を行い、有効投票者数の過半数以上の信任を得た立候補者があれば当選とし、なお欠員があれば欠員分についてのみ補充選挙を行うものとする。ただし、再度の信任投票は1回のみ、かつ、正会員

は欠員人数以内の候補者に投票するものとし、かつ、信任を得た者が当初の信任投票の際に欠員となった人数を超えた場合には本項(ア)および(イ)の定めるところにしたがうものとする。

- 2 前項第1号の定めに関わらず、前項第2号に基づく期限の時点より1年以上前に入会した無料正会員は、当選した場合は当該期限の時点を以て正会員となる旨の意思表示を行うことにより、立候補を行うことができるものとする。但し、当選から2週間以内に別途定めるところに従い正会員加入の手続が完了しなかった場合、当該立候補者は直ちに当選の資格を失うものとする。

(雑則)

第4条 理事および監事に立候補した者が提出した立候補届および住民票は、事務局が適切にこれらを管理し、その用を終えたときは速やかにこれらを破棄するものとする。

附則 本内規は、平成23年1月31日から施行する。

改訂 平成23年3月5日

改訂 平成24年4月19日

改訂 令和2年6月21日